

100	は	じ	め	に
-----	---	---	---	---

国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）における国債事務は、別に定めのあるものを除き、この手続により取扱う。

なお、国債証券および登録国債の元利金にかかる所得税（復興特別所得税が課される場合には、復興特別所得税を含む。以下同じ。）および地方税の課税事務については、国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）が税法その他の関係法令に従い、所得税の源泉徴収義務者および地方税の特別徴収義務者として、自社で定めた方法により適切に行うこと。

この手続の組立て方など

組立て方

- この手続は、国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）における国債事務取扱の全般にわたる共通的事項、ならびにその事務の種類ごと等に区分し、次の4編から構成されている。

第1編	はじめに
第2編	元利金支払事務
第3編	特殊事例
第4編	雑則

- 事務の種類ごとに区分した各編は、原則として①事務の流れ図、②当該編のなかでの共通事項、③さらに事務内容に応じていくつかの項目に分け、それぞれ事務の手順に従ってその取扱要領を定めた部分から成り立っている。

* 国債事務は、その取扱機関の種類（日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店・国債元利金支払取扱店）により取扱うことができる事務の範囲が異なる。

⇒111参照・取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

利用上のその他参考事項

- 事務の流れ図は、当該事務全体の仕組みを理解するうえでの概要図と、事務内容ごとに具体的に事務手順を示した細部の流れ図からなっており、それぞれ必要に応じ取扱上のポイントを付記している。
- 共通事項など当該事務の取扱に関連する事項は、「⇒○○○参照」としてその定められている個所を具体的に示してある。
- この手続に用いられている用語および証票類の名称の略称は、120 | 用語の解

説・略称 および **130 | 証票類の名称・略称・保管期間等一覧**に定めている。

なお、略称を定めている証票類については、各項目ごとに、はじめて出てくるところで正式名称を使用し、以後その項目の中では略称を用いている。

- 国債復代理店は銀行代理業者等に設置することが可能となったが、現在日本郵便株式会社（以下「日本郵便会社」という。）のみ国債復代理店を設置しているため、当分の間、この手続には日本郵便会社の国債復代理店固有の事務取扱方法を規定する。

この手続以外の定め

- 国債元利金課税事務取扱手続【略称 課税手続】 330

* 障害者等少額貯蓄非課税等の適用を受ける利子にかかる所得税の分かれ計算のうち、平成27年12月31日以前の日を支払期日とする振込国債の利子にかかる取扱。

- 国債事務の取扱に関する日本銀行業務局からの通知類

1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店において取扱うことができる国債事務の範囲は、次のとおりとする。

○印－取扱ってよい。

△印－自店を支払場所とするもの、または自店が新たに支払場所となるものに限り取扱ってよい。

▲印－自店を支払場所とするものに限り取扱ってよい。

×印－取扱うことができない。

事務の種類	取扱機関			国債元利金支払取扱店	
	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
1. 無記名国債の発行 〔応募金額の報告の受付、払込 金額の受入等〕	○	×	×	×	×
2. 無記名国債証券の各種請求 (1) 各種請求 ●汚染き損証券引換の請求 ●券面種類交換の請求 (2) その他 ●けん欠利札納付金の徴収・払戻し ●証券の送付請求 ●失効証券類の受入	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	× × × ○	× × × ○	× × × ○
3. 登録国債の各種請求 ●証券からの登録の請求 ●登録変更（移転登録）の請求 ●登録除却（登録抹消）の請求 ●質権に関する登録の請求（質権 の設定・事項変更・抹消、転質 権の設定・事項変更・抹消、質 権・転質権の移転） ●担保権に関する登録の請求 （担保権の設定・事項変更・抹 消）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	× × × ×	× × × ×	× × × ×

事務の種類	取扱機関	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	国債元利金支払取扱店	
					在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
●信託に関する登録の請求(信託 の登録・事項変更・抹消)		○	○	×	×	×
●元利金支払場所変更の請求		○	○	△※1	△	×
●住所変更の届出		○	○	▲※1	▲	×
●氏名(名称)変更の届出		○	○	▲※1	▲	×
●改印の届出		○	○	▲※1	▲	×
●法人・法人に準ずる団体の代表 者・管理者変更の届出		○	○	▲※1	▲	×
●職務による元利金受領者変更 の届出		○	○	▲※1	▲	×
●常任代理人の選任・変更・解 任・委任事項変更の届出		○	○	▲※1	▲	×
●行為能力に関する届出		○	○	▲※1	▲	×
●国債登録簿の謄本・抄本の請求		○	○	×	×	×
●国債登録簿の現在額証明の請 求		○	○	×	×	×
4. 記名国債証券の交付						
●新規発行証券の交付		○	○	×	×	×
●証券の発行取消		○	○	×	×	×
5. 記名国債証券の各種請求						
(1) 各種請求						
●元利金支払場所変更の請求		△	△	△	×	×
●記名変更の請求 (相続による記名変更・改氏)		○	△	△※2	×	×
●証券・利賦札滅紛失の届出 (相続による記名変更・改氏 名・誤記訂正)		(但し受付 は△)				
●証券・利賦札滅紛失の届出 (代証券交付・元利金支払の 請求、滅紛失証券・利賦札 の発見届を含む)		○	○	△※3	×	×
●汚染き損証券引換の請求		○	○	△※1	×	×
●改印の届出		△	△	△	×	×

事務の種類	取扱機関			国債元利金支払取扱店	
	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
●住所変更の届出	△	△	△	×	×
●行為能力に関する届出	○※5	△	△※2	×	×
●相続財産管理人の選任に関する申出	△	△	△	×	×
(2) その他					
●印鑑票の更新	△	△	△※1	×	×
●印鑑票の再製	▲	▲	▲	×	×
●発行取消に関する支払済証明書の発行	▲	▲	▲	×	×
●証券の送付請求	○	○	△※1	×	×
●失効証券類の受入※6	○	○	△※1	×	×
6. 元利金の支払					
●無記名国債証券の元利払	○	○	○※7	○	○
●登録国債の元利払	▲	▲	▲※1	▲	▲※8
●記名国債証券の元利払 (買上償還を含む)	▲	▲	▲	×	×
●滅紛失した無記名国債証券に対する元利金の承認払	○	○	×	×	×
●無記名国債証券元利金の送金請求	○	○	○※1	○	×
●登録国債元利金の送金請求	▲	▲	▲※1	▲	×
●記名国債証券元利金の送金請求	▲	▲	▲※1	×	×
●登録国債元利金の振込	▲	▲	▲※1	▲	×

※1 日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令（昭和41.7.8大蔵省令第44号。以下この項において「省令」という。）により、当分の間、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店を除く。

※2 省令により、当分の間、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、受け付けだけを取扱う。（その後の処理は日本銀行本支店が行うこととなる。）

※3 ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店を支払場所とするものの証券・利賦札滅紛失の届出（代証券交付・元利金支払の請求、滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。）は、

日本銀行本支店または代理店が記名者から直接受け取るのが原則であるが、一部には記名者の利便をはかるため届出を同国債代理店または国債復代理店が取次いで関係書類を日本銀行本支店または代理店へ送付してることがある。

- ※4 証券・利賦札滅紛失の届出、または汚染き損証券引換の請求と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。
- ※5 行為能力に関する届出と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。
- ※6 滅紛失証券・利賦札の発見届による分を含む。
- ※7 ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、原則として現ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店（旧国債元利金支払取扱郵便局において取扱ったものを含む。）において募集の取扱（いわゆる窓口販売）をした無記名国債証券の元利払に限られている。
- ※8 国債元利金支払取扱店引受金融商品取引業者等の自社記名の登録国債の元利払に限られている。